

## 6. 傷病等による休職時の所得保障制度

最長2年間までは、使用者に従前賃金の70%相当額について賃金継続支払義務が課されている（民法典629条）。

短期雇用の労働者については、この2年間で契約期間の満了等によって雇用が喪失するケースであっても、残期間については、傷病保険制度（使用者の保険料負担による雇用保険）から同水準の保険給付を受けることができる。

